



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 歳入の徴収の事務の委託（平和援護・男女参画課）…………… 1
- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課）…………… 1
- 民有保安林の指定の予定（森林管理課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課）…………… 2
- 建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任（建築指導課）…………… 2

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・6件（消費・くらし安全課）…………… 3
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・3件（都市計画・モノレール課）…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 6

教育委員会事項

- 沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則…………… 6

災害対策本部事項

- 沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令…………… 7

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項

- 沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令…………… 7

正 誤

- 平成27年 6月 5日付け公報定期第4352号中訂正…………… 8

告 示

沖縄県告示第375号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成27年 6月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した徴収事務 沖縄県平和祈念資料館に係る観覧料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社関西総合ビル管理
 - (2) 所在地 沖縄県豊見城市字豊見城707番地
- 3 委託期間 平成27年 4月 1日から平成29年 3月31日まで

沖縄県告示第376号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、上区西地区県営土地改良事業（農業用排水施設・区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 6月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成27年 6月29日から同年 7月27日まで

3 縦覧に供する場所 宮古島市役所

4 その他 この告示に係る計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第377号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成27年 6月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 指定予定保安林の所在場所 名護市字辺野古思原360番33（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第378号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北中城村アワセ土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 6月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 公共測量を実施する地域 北中城村字比嘉、字島袋、字仲順及び字屋宜原のそれぞれ一部

2 公共測量を実施する期間 平成27年 7月 1日から同年10月31日まで

3 作業種類 公共測量（2級基準点測量）

沖縄県告示第379号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり構造計算適合性判定を委任した。

平成27年 6月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 (1) 指定構造計算適合性判定機関の名称及び所在地

ア 名称 一般財団法人沖縄県建設技術センター

イ 所在地 沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号

(2) 業務区域 沖縄県全域

(3) 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 沖縄県宜野湾市普天間一丁目2番16号

(4) 行わせることとした構造計算適合性判定の業務 建築基準法第6条の3第1項及び第18条第4項の規定による構造計算適合性判定の全部

(5) 構造計算適合性判定の業務の開始の日 平成27年 6月 1日

2 (1) 指定構造計算適合性判定機関の名称及び所在地

ア 名称 ビューローベリタスジャパン株式会社

イ 所在地 神奈川県横浜市中区山下町1番地

- (2) 業務区域 沖縄県全域
- (3) 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
ア 東京御茶ノ水事務所 東京都千代田区神田駿河台二丁目8番地
イ 横浜事務所 神奈川県横浜市西区高島二丁目19番12号
- (4) 行わせることとした構造計算適合性判定の業務 建築基準法第6条の3第1項及び第18条第4項の規定による構造計算適合性判定の全部
- (5) 構造計算適合性判定の業務の開始の日 平成27年6月1日
- 3(1) 指定構造計算適合性判定機関の名称及び所在地
ア 名称 株式会社建築構造センター
イ 所在地 東京都新宿区新宿一丁目8番1号大橋御苑駅ビル6階
- (2) 業務区域 沖縄県全域
- (3) 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
ア 東京本社 東京都新宿区新宿一丁目8番1号大橋御苑駅ビル6階
イ 沖縄事務所 沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号沖縄県建設会館4階
- (4) 行わせることとした構造計算適合性判定の業務 建築基準法第6条の3第1項及び第18条第4項の規定による構造計算適合性判定の全部
- (5) 構造計算適合性判定の業務の開始の日 平成27年6月1日
- 4(1) 指定構造計算適合性判定機関の名称及び所在地
ア 名称 一般財団法人日本建築総合試験所
イ 所在地 大阪府吹田市藤白台五丁目8番1号
- (2) 業務区域 沖縄県全域
- (3) 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 大阪府大阪市中央区内本町二丁目4番7号
- (4) 行わせることとした構造計算適合性判定の業務 建築基準法第6条の3第1項及び第18条第4項の規定による構造計算適合性判定の全部
- (5) 構造計算適合性判定の業務の開始の日 平成27年6月1日
- 5(1) 指定構造計算適合性判定機関の名称及び所在地
ア 名称 日本ERI株式会社
イ 所在地 東京都港区赤坂八丁目5番26号
- (2) 業務区域 沖縄県全域
- (3) 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
ア 本社判定事業部 東京都港区赤坂八丁目10番24号
イ 福岡支店判定部 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号
- (4) 行わせることとした構造計算適合性判定の業務 建築基準法第6条の3第1項及び第18条第4項の規定による構造計算適合性判定の全部
- (5) 構造計算適合性判定の業務の開始の日 平成27年6月1日
- 6(1) 指定構造計算適合性判定機関の名称及び所在地
ア 名称 一般財団法人日本建築センター
イ 所在地 東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
- (2) 業務区域 沖縄県全域
- (3) 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
ア 本部 東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
イ 大阪事務所 大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号
- (4) 行わせることとした構造計算適合性判定の業務 建築基準法第6条の3第1項及び第18条第4項の規定による構造計算適合性判定の全部
- (5) 構造計算適合性判定の業務の開始の日 平成27年6月1日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法

人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成27年8月7日まで縦覧に供する。

平成27年 6月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年 6月 8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 NPO法人生活サポートサービスマり
- 3 代表者の氏名 澤岨るり子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県中頭郡北谷町字上勢頭540番地 2
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者や障害者をはじめとする日常生活に支援を要するすべての人に対して、ホームヘルプなど生活支援に関する事業を行い、社会福祉とそれに基づく地域づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成27年8月9日まで縦覧に供する。

平成27年 6月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年 6月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人みりの会
- 3 代表者の氏名 上原嵩
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市字天久949番地レジデンス天久 1階
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者、障害者そして、失業に伴う野宿者を社会的弱者として孤立させることなく、地域社会において常に共生、共存がなされる為に、物心両面に涉り積極的な支援活動を行い、心豊かな社会を創生することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成27年8月14日まで縦覧に供する。

平成27年 6月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年 6月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄暮らしの会
- 3 代表者の氏名 磯野誠一
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県中頭郡嘉手納町水釜六丁目22番13号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者若しくは障害者及びその家族並びに様々な層の人を対象として以下の内容を目的とする。
 - ① 住宅の供給、共同住宅施設の斡旋、住環境や生活一般についての企画、介護サービスの提供事業を行い、もって高齢者・障害者に対する社会福祉に寄与すること。
 - ② 水域環境を大切に、より良い状態で後世に伝えるべく環境の保全活動に関する事業を行い海洋環境保全に寄与すること。
 - ③ 海洋スポーツに必要な知識を提供及び海洋環境保全と海洋スポーツを安全に行うために必要な知識を提供し、これらを学習することにより健全者や保護者・育成者及び高齢者若しくは障害者等との関わりの増進を図り、健全者、青少年、高齢者や障害者とのリレーションシップを育成すること。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法

人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成27年 8 月14日まで縦覧に供する。

平成27年 6 月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年 6 月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人宜野湾市身体障がい者福祉協会
- 3 代表者の氏名 奥間朝彬
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市赤道二丁目 7 番 1 号宜野湾市社会福祉センター内
- 5 定款に記載された目的 この法人は宜野湾市内在住の身体障がい者の生活の向上に関する事業を行い、当事者相互の親睦をはかるとともに、障害の有無にかかわらず全ての人にとって住みよい町づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成27年 8 月14日まで縦覧に供する。

平成27年 6 月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年 6 月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人すずな
- 3 代表者の氏名 知花千代子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原454番地 3
- 5 定款に記載された目的 知的障害者に対して、園芸活動や授産作業等を通して職業能力の育成を行い又、文化芸能を通して地域との交流を計りながら福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成27年 8 月14日まで縦覧に供する。

平成27年 6 月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年 6 月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ちいろば会
- 3 代表者の氏名 石垣春美
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県豊見城市字真玉橋327番地フィエスタ d e アスル 3 - A
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域で生活する障害者に対して、その多様なニーズに対応する、生活支援事業、相談支援事業、就業支援事業に関する事業を行い、障害者就業及び生活の質の向上、障害福祉の推進に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、浦添市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年 6 月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 てだこ浦西駅周辺地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、浦

添市から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年 6月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・4・浦3号前田浦西線、3・5・浦5号前田浦西1号線、7・5・浦1号西原浦西線及び3・5・浦6号西原西線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、浦添市から送付のあった那覇広域都市計画土地画整理事業の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年 6月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 てだこ浦西駅周辺土地画整理事業
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 6月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年3月7日 沖縄県指令土第240号、平成25年4月12日 沖縄県指令土第661号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 与那原町字与那原3237番（2工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県知事 翁長雄志
- 5 検査済証番号 平成27年6月12日 第4225号
- 6 工事完了年月日 平成27年5月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 6月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年1月22日 沖縄県指令土第34号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字小波津412番2ほか3筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字小波津412番地の1 呉屋友彰
- 5 検査済証番号 平成27年6月15日 第4226号
- 6 工事完了年月日 平成27年6月5日

教育委員会事項

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 6月26日

沖縄県教育委員会

委員長 泉 川 良 範

沖縄県教育委員会規則第8号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立名護商工高等学校の項中「生産システム科」を「機械システム科」に改め、同表沖縄県立開邦高等学校の項中「理数科」「英語科」「芸術科」を「学術探究科」「芸術科」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 沖縄県立名護商工高等学校の生産システム科は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間、なお存続するものとする。
- 3 沖縄県立開邦高等学校の理数科及び英語科は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間、なお存続するものとする。

災害対策本部事項

沖縄県災害対策本部長訓令第2号

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年6月26日

沖縄県災害対策本部長
 沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県災害対策本部運営要綱（昭和49年沖縄県災害対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2 知事公室部の項中

「	<table border="1"> <tr> <td>防災危機管理班 班長 防災危機管理課長</td> <td>災害時における危険物等の保安に関すること。</td> <td rowspan="2">を に改</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>防災危機管理班 班長 防災危機管理課長</td> <td>災害時における危険物等の保安に関すること。</td> </tr> <tr> <td>辺野古新基地建設問題対策班 班長 辺野古新基地建設問題対策課長</td> <td>部内各班又は他部の応援に関すること。</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	防災危機管理班 班長 防災危機管理課長	災害時における危険物等の保安に関すること。	を に改	<table border="1"> <tr> <td>防災危機管理班 班長 防災危機管理課長</td> <td>災害時における危険物等の保安に関すること。</td> </tr> <tr> <td>辺野古新基地建設問題対策班 班長 辺野古新基地建設問題対策課長</td> <td>部内各班又は他部の応援に関すること。</td> </tr> </table>	防災危機管理班 班長 防災危機管理課長	災害時における危険物等の保安に関すること。	辺野古新基地建設問題対策班 班長 辺野古新基地建設問題対策課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	
	防災危機管理班 班長 防災危機管理課長	災害時における危険物等の保安に関すること。	を に改							
<table border="1"> <tr> <td>防災危機管理班 班長 防災危機管理課長</td> <td>災害時における危険物等の保安に関すること。</td> </tr> <tr> <td>辺野古新基地建設問題対策班 班長 辺野古新基地建設問題対策課長</td> <td>部内各班又は他部の応援に関すること。</td> </tr> </table>	防災危機管理班 班長 防災危機管理課長	災害時における危険物等の保安に関すること。		辺野古新基地建設問題対策班 班長 辺野古新基地建設問題対策課長	部内各班又は他部の応援に関すること。					
防災危機管理班 班長 防災危機管理課長	災害時における危険物等の保安に関すること。									
辺野古新基地建設問題対策班 班長 辺野古新基地建設問題対策課長	部内各班又は他部の応援に関すること。									

める。

附 則

この訓令は、平成27年6月26日から施行する。

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項

沖縄県国民保護対策本部長訓令第2号

沖縄県緊急対処事態対策本部長訓令第2号

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年6月26日

沖縄県国民保護対策本部長
 沖縄県知事 翁 長 雄 志
 沖縄県緊急対処事態対策本部長
 沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱（平成19年沖縄県国民保護対策本部長訓令第1号・沖縄県緊急対処事態対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2知事公室部の項中

「	防災危機管理班 班長 防災危機管理課長	危険物等の保安に関すること。	を
「	防災危機管理班 班長 防災危機管理課長	危険物等の保安に関すること。	に改め
	辺野古新基地建設問題対策班 班長 辺野古新基地建設問題対策課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	
」			

る。

附 則

この訓令は、平成27年 6月26日から施行する。

正 誤

平成27年 6月 5日付け公報定期第4352号掲載の「漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（沖縄県告示第351号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
3	上から12	本部町字大浜875番地 5	本部町字大浜878番地 5

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
--	--